2016年度 早稲田大学大学院法務研究科 法学既修者試験 論述試験 刑事訴訟法 (出題の趣旨)

.....

【出題の趣旨】

- 1 問題(1)は、共犯者の自白(供述)についても補強証拠が必要かを問う趣旨の出題である。補強 証拠不要説に立てば、Yの証言が信用できる限り、それのみでXを有罪とすることができるのはも ちろんであるが、必要説に立った場合にも、補強を必要とする範囲は罪体であり、共謀の事実のみ で共同正犯とされる者については、その事実については補強が不要だとする解釈を採れば、同様の 結論となる。それらが論点となることについて認識し、補強法則の趣旨に遡って解答を組み立てて いるかが、採点のポイントとなろう。
- 2 問題(2)は、伝聞証拠に当たるか否かを問う趣旨の出題である。伝聞か否かは要証事実(当該証拠によって直接証明されるべき事実)との関係で判断されるべきものであることを理解しているかがポイントとなる。本間において、当の会話自体が共謀行為を組成するものであり、それがなされたことが要証事実だと捉える場合は、伝聞とはならないことになる。また、Xの発言から同人の内心の意思(Vに対する殺意)を推認し、それを間接事実として共謀の事実を証明するという証拠構造に立つものとして捉える場合も、内心の意思等の証明に用いるときは伝聞には当たらないとする多数説に立つ限り、同様の結論となる。一方、このような場合も伝聞だとする少数説を採る場合は、果たして、そしてどのような伝聞例外に当たり得るかを検討する必要がある。
- 3 問題(1)、(2)で問われているのは、いずれも平均的な法学部の授業では必ず取り上げられて説明されている事項であり、刑事訴訟法の教科書には必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。教科書を丁寧に読み、講義を聴いて制度の目的、原理・原則の意味をきちんと理解し、条文の解釈をすることができれば、具体的事実に当てはめて解答を導くことができる問題である。

以上